5

1

2

0



NO. **841**

令和 元 年

1月15日号

この広報紙は、環境に 配慮したバージンパルプ を使用しています。





●発行 八街市

編集 総務部秘書広報課

発行日 毎月1日・15日 $\mp 289 - 1192$

千葉県八街市八街ほ35番地29

☎ (043) 443 − 1111 (043) (043) 444 - 0815

ホームページ

בסדישע https://www.city.yachimata.lg.jp/

第42回産業まつりを11月17日(日)に八街中学校で開催します。皆さん、ぜひお越しください。

15号などによる被災者支援制度 台風 (追加版)

広報やちまた10月15日号で被災者支援制度をお知らせしましたが、次のとおり追加などがありまし たのでお知らせします。各種制度の詳細については、各担当課にお問い合わせください。

制度の名称	適用条件	り災証明 要件	問い合わせ先
被災者生活再建支援金	自然災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を 受けた場合	全壊 大規模半壊	納税課 ☎443-1115
強い農業・担い手づくり 総合支援交付金 (被災農業者支援型)	台風15号により被災した農業用施設・機械を再建・修繕及び撤去する場合	不要 ※施設などの被 害状況がわかる 写真などが必要 です。	農政課 ☎443-1402
賃貸型応急住宅 (みなし仮設住宅)	原則として、次の要件すべてに該当する方 ・住家の全壊、全焼または流出により居住する住家がない方 ※半壊(大規模半壊を含む)であっても、住宅として再利用できず、自らの住家に居住できない方で、既に住家を取り壊したまたは取り壊す予定の場合は、協議により対象となる場合があります。 ・自らの資力をもってしては住家を確保することができない方 ・災害救助法に基づく住宅の応急修理制度または障害物の除去制度を利用していない方 【千葉県が応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借り上げて提供します】	必要	都市計画課 2 443-1430
災害弔慰金	自然災害により死亡した場合	不要 ※必要書類はお 問い合わせくだ さい。	
災害障害見舞金	自然災害による負傷により、身体に重度の障害を受けた場合		
千葉県災害見舞金	自然災害により死亡、行方不明、重傷者となり、または、住家の全壊・全焼・ 流失被害を受けた場合		
被災住宅の応急修理	・災害のため住家が半壊以上の被害を受け、そのままでは居住できない場合であって、応急的に修理すれば居住可能となり、かつ、その者の資力が乏しい場合 ・応急仮設住宅を利用しないこと	半壊 (自らの資 力では応急修理 することができ ない者) 大規模半壊	都市整備課 ☎ 443-1432

の明る た書住市 めの民役 自票所 の写 臨動の1 時交写階 休付しの 止機・市 ED しを印民 鑑登 ま保鑑課 す守登前 録 点録に 検証あ 記

☎ 市 12 11 休 4 民月月止 1 30 日日日時 4 課 3 (日)(土) 1

0

動交付

機

を臨

時

休

終終 日日



行 まま ッ位中・な連学 プで学協ど絡校各 初ツ制校力が協と小 日リ作区し連議地

に 1 し単て携会区中 展 、雨 11 **灯** ☆ 社 森 J 11 示 4 会の R 月期翌天月式 4 教い八30間日の30

日から展示します。の場合、点灯式は中止30日生 午後4時15分~ の月 6 25 4 日 (大)

ツリ **(D)** 展 刀 • 点灯式を行

CI

ま

व

円1入れ市31民平入だ印金 購券す 商つ 品き 券最 を大 2 2 0 5 0 0 0 0 0 0

分人金て民年票成材さ有郵し入 のに額い税度が31象い効送て対発商のたり、1年者。)のい象行 **八年者** い均令街1 方等和市月 割 元 に 1 年あ日 が度り時 課 税分平で さの成住

4

たに、め、 のい象行め え ま場な者し に地 る で合いで 7 プ域影引 いレの響 には方 申11はまま ミ消を ア費緩げ 請月11だ す ムを和に を 30 月 し日29手 付下す伴 て出日続 商支る き 最 ※

購 く 消 金 き

ま大5円 5 O 回 0 購 [までに分ける) 除く) (土)

レミ ア 厶 付 **P** 上 品券 0 購 う 申 請 を忘れて ~ CI ませ h

か

と家と計消

に費

品え

るも